

非常勤嘱託員を募集します！

【看護師】

- 業務内容＝閉じこもり、認知症、うつなどのおそれがある高齢者などの家庭を定期的に訪問し、高齢者が関心のあるサービスプログラムへの参加の呼びかけなどを行う業務。
- 応募資格＝看護師または准看護師の資格を持ち、臨床経験3年以上の人で、普通自動車の運転免許を取得している人。
- 勤務場所・予定人員＝本庁・高齢者支援課…1人。
- 雇用期間＝11月1日から平成22年3月31日まで。
- 勤務時間＝週30時間、月～金曜日まで（祝日を除く）のうち4日間の勤務。
- 報酬＝月額11万1,000円。
- 試験内容＝面接試験。
- 面接日程＝10月20日㊤ 午前9時から、市役所本庁3階・第3会議室。
- 申込方法＝市販の履歴書に必要事項を記入のうえ、資格免許状と自動車運転免許証の写しを添付し、10月15日㊤（必着）までに〒863-8631(住所記載不要) 天草市役所・高齢者支援課へ郵送または持参してください。

【問い合わせ先】 本庁・高齢者支援課地域支援係(内線1196)

『女性をめぐる法律問題～知っておきたい法律知識』

参加料無料

結婚や離婚、DVやセクハラ、育児・介護と仕事など、女性を取りまくさまざまな問題について、知っておきたい法律知識をわかりやすく説明します。もちろん男性にとっても、とても役立つ講座です。

多くの皆様のご来場をお待ちしています。

- と き＝10月7日㊤ 午後1時～同3時
- と ころ＝天草宝島国際交流会館ポルト2階研修室
- 講 師：天草ひまわり基金法律事務所 弁護士 林 真希さん

【問い合わせ先】 本庁・男女共同参画室(内線1317)

美来プラザ主催講座の受講生募集！

美来プラザでは、市民の皆さんを対象に行う主催講座の受講生を募集します。なお、申し込みは先着順で受け付け、定員になりしだい締め切ります。ぜひご参加ください。

■会場＝いずれも美来プラザ(港町)。

■申込方法＝美来プラザに備え付けの申込用紙または、ハガキに受講を希望する講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、10月16日㊤までに〒863-0021市内港町13-5 美来プラザへ郵送または持参してください。

【問い合わせ先】

美来プラザ ☎2220

講座名	開講日	時間	受講料	定員
健康体操	毎週金曜日	13:00～15:00	月額1,500円	30人
フラワーアレンジメント	11月から1月までの第1・3水曜日(計6回)	10:00～12:00	3,500円(教材費として別に一作品2,000～2,500円が必要)	25人
絵手紙	11月から1月までの第2・4金曜日(計6回)	10:00～12:00	3,500円(道具代として別に1,000～6,000円が必要)	25人
パッチワーク	11月から1月までの第2・4水曜日(計6回)	9:30～12:00	3,500円(教材費として別に一作品1,500～2,500円が必要)	20人
英会話(初心者)	11月から1月までの第2・4木曜日(計6回)	10:00～12:00	3,500円	10人

※開講日は都合により、変更する場合があります。

65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税を納付している人へのお知らせ



65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税が課税されている人は、10月支給分の年金から特別徴収(天引き)が開始されます。

特別徴収される税額や制度の内容については、すでに送付している、平成21年度市・県民税納税通知書の右上部「公的年金等からの特別徴収」の欄または同封のチラシ「住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります」でご確認ください。

【問い合わせ先】 本庁・市民税課市民税係(内線1144)

また、納税通知書では公的年金から特別徴収を行うように通知していた人でも、税額の変更などの理由により特別徴収ができなくなる場合があります。該当する人には、別途納税通知書や納付書(口座振替の人は納付書はありません)を送付します。

なお、今回の公的年金からの特別徴収制度は、納付方法を変更するものであり、税額が増えることはありません。

「子育て応援特別手当」に関するお知らせ

このごろの、不況下における幼児教育期の子どもの持つ家庭の経済的負担を軽減することを目的に、子育て応援特別手当を今年度にかぎり、対象者を第1子までに拡大して実施します。

■支給対象となる子

今年度において、小学校就学前3学年の子(平成15年4月2日から同18年4月1日生まれ)で、10月1日現在、次のいずれかに該当する子。

- ①本市に住所がある子。
- ②本市に外国人登録をしている子(不法滞在者などを除く)。

■支給額(1人当たり)＝3万6,000円。

■申請手続き

手当の受給には、支給対象となる子と同居している世帯主または世帯構成者が、本市の定める申請書を提出する必要があります。

申請書は12月中旬ごろに、支給対象となる世帯の各世帯主あてに送付します。支給申請の受付開始は、12月中旬以降を予定しています。

■申請期限

申請期限は、支給申請の受付開始日から6カ月まで。

配偶者からの暴力(DV)の被害者に対する子育て応援特別手当の支給について

配偶者からの暴力(DV＝ドメスティックバイオレンス)を受け、世帯主と別居している被害者は、次の方法により「子育て応援特別手当」を受給することができます。

- ①原則として、DV被害者が、市区町村の支援措置(閲覧制限措置)を活用して、10月1日現在の住民登録を実際の住居地などに変更する必要があります。
- ② いろいろな事情により、どうしても実際の居住地などに住民登録できないDV被害者は、例外措置として10月1日㊤から同30日㊤までに「事前申請書」を、現在お住まいの市区町村(本市は本庁・子育て支援課)へ提出することによって、基準日現在の住民登録を行っている市区町村から子育て応援特別手当の受給が可能となります。

【問い合わせ先】 本庁・子育て支援課子ども福祉係(内線1175)

■「事前申請書」には次の添付書類が必要です。

- DV被害者であることが確認できる書類(配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所の証明書、保護命令決定書)など。
- 振込口座の預貯金通帳の写し。

※「事前申請書」は、本庁・子育て支援課のほか、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどでも取得できます。「事前申請書」に記入された現在お住まいの住所などの情報は、住民登録をしている市区町村へ知らせることはありません。

※10月30日を過ぎると、事前申請は受け付けられません。この場合は、世帯主からの申請が受け付けられる前に住民登録をしている市区町村へ、郵送により申請(事前申請書と同じ書類の添付が必要)を行うこととなります。